



第十七卷 第二號

(通卷第六十六號)

昭和七年四月發行

研 究

春秋時代に於ける叛と奔との意義

小 川 茂 樹

一

春秋時代の封建諸侯の下で諸侯より世襲的の所領采邑を給せられ、政治の樞機に參して居た卿及び大夫と諸侯との間の君臣關係は如何なるものであつたか。諸侯と卿大夫の間の君臣關係を理解する爲めには、先づかゝる君臣關係の秩序が破壞せられた場合を取出して吟味する事から始めるのが便利であるから、その具體的の例を春秋經傳の文から拾ひ出して考へる事とし、先づ君主に對する臣下の敵對行動の普通の用語たる叛の實例について考へたい。

春秋時代に於ける叛と奔との意義

第十七卷 第二號

一五九

春秋經文に叛の字が見えるのは襄公二十六年以下に左の五例がある。

(1) 襄公二十有六年春二月辛卯、衛寧喜弑其君剽、衛孫林父入于戚以叛、甲午、衛侯衍復歸于衛

(2) 昭公二十有一年夏、宋華亥・向寧・華定・自陳入于宋南里以叛、

(3) 定公十有一年春、宋公之弟辰及仲佗・石彊・公子地・自陳入于蕭以叛、

(4) 同十有三年秋、晉趙鞅入于晉陽以叛、

(5) 同冬、晉荀寅・士吉射・入于朝歌以叛、

何れも

〔卿大夫氏名〕入于〔邑名〕以叛

の一定の形式に合する如く書せられて居て、同種の事件に對する共通の記事法即ち一定の義法の存在を暗示するものがある。

孔穎達の正義は上述の春秋の叛の特殊の用例に注意して

諸侯之臣、入其私邑、而以之出奔者、皆書爲叛、(襄二十一年經疏)

と云ひ、その一定の形式あることを認め、更に進んで

所言叛者、或據邑而拒其君、或竊地他國、皆爲有地隨己、故稱爲叛(以下何れも襄二十六年疏)

と云ひ、叛と書かれた例の内に於ても實際自家の采邑に據る敵對行動あるものと、邑を以て他國に歸

するものとの二類ありとし、又春秋の

昭二十二年、宋華亥・向寧・華定、自宋南里出奔楚

定十四年、宋公之弟辰、自蕭來奔

の二事件を摘出して一國の卿大夫が他國に歸屬しても

地不隨己、則不稱叛

と云ひ、自家の采邑とともに歸屬するのでなければ叛とは稱せられぬ事を認め

是叛雖反背之辭、皆由地以生名也、叛者判也、欲分君之地、以從他國、故以叛爲名焉、

と云ひ、叛は本來臣下が君主に反背する行爲を指すが、春秋に於ける叛は皆土地に連接して居る。叛

は判、即ち分つの義で、君の土地を分つて他國に歸する動作に名づけられたのであるとして居る。

此の孔氏の叛例の解釋は、叛例の形式と、叛字の原義との二方面からの推論である。叛の字が常に

邑名地名に繋げられる用法は、春秋にのみ現れるものではなく、他の先秦の典籍にも見出される所である。

戰國時代の魏の年代記なる竹書紀年にも同様の用法が見られ、晉孝侯の時、晉の宗室で曲沃に封せられてゐた曲沃の莊伯が叛して晉都翼を攻めた事を述べ

(6) 莊伯以曲沃叛伐翼、(水經注澮水條所引)

と云ひ、同じく戰國の初期に趙の公孫會の叛逆を記し、

(7) 公孫會以廩邱叛于趙(史記田敬仲世家索隱所引)

としたのは其例である。春秋に比して簡單とはなつてゐるが、臣下が或る邑を以て叛くといふ用法に變りはない。

叛は亦「畔」の字と通用せられ、前掲の春秋の第二の例は公羊の經では「畔」に作られる。論語陽貨篇に見える魯の季氏の家臣公山弗擾の費邑に據つた反亂を

(8) 公山弗擾以費畔

と云ひ、晉の范中行氏の邑中牟の宰佛肸が范氏に反逆した事件(史記孔子世家の説に従ふ)もまた

(9) 佛肸以中牟畔

と云ひ、何れも竹書紀年と同一の用法を示す。

儒家の教課書たる經の春秋と、孔子の死後門弟達により編纂された語録たる論語との間に共通の用法が現れるのは當然であるが、魏の年代記である竹書紀年に春秋と同一の用例が見出される事は、戰國の六國の史官に此の筆法の存在せるを示すと共に、春秋の筆法が必ずしも孔子及び弟子一派の手により創作せられたのではなくて、舊來の史官記述の成法即ち史官の傳統的記事法を繼承したもなる事、更に進んで春秋の記事法が即ち魯史官の記事法である事が明らかにされる。史官が記事に於て常

に叛字を地名邑名に係けて使用して居るのであるから、叛の字を土地に密接した意味を持つ動詞として解釋せんとする孔氏の見解には更に確かな根據を有するものである。

叛の字の意義は説文によると

叛半也、从半反聲、

とあり、半なりと訓せられる。更に説文は半につき「半物中分也、从八从牛、牛爲物大、可以分也」として會意により一物の等分せられた部分を指すのである。段玉裁は

叛半反也

と本文を改め、之に注して

反覆也、反者叛之全、叛者反之半、以半反釋叛、如以是少釋尠、

反とは物の覆する即ち裏返る事であり、叛は半分裏返ることだとする。段玉裁が本文を改めて迄解するのは臣下が君主への裏切りを現はすのが叛の本来の字義であると考へ、半の訓が不明瞭なりと飽き足らなかつたからである。朱駿聲の説文通訓定聲は之を繼承し

叛反也、

更に進んで半の字をも除き、叛は反と同義と認め、廣雅釋詁「叛亂也」、楚辭注「叛倍也」など、共に杜預左傳釋例の

叛者反背之辭也

及び漢書五行志の

侯不朝、茲謂叛、又諸侯更制、茲謂叛

等を列擧し、叛とは反背であり、即ち臣下の君臣服従關係の違背を原義とする。段氏は叛の字に於て説文の「从半反聲」を轉寫の誤とし

从半反、半亦聲

と改めた。上述の如く朱氏も亦之に従つて半聲に編入して居る。叛の字は畔字と通用せられて居るのであるから、此は許容せられる處置であらう。叛の字の原義を見る爲に、一應半の字を聲とする字の内、動詞に使用せられるものを探るに説文に判字及び泮字、畔の三字があり

判分也、从刀半聲

として、朱氏等により半の本字と見做され、動詞としては左氏莊三年傳の「紀于是乎始判」、に杜注が分也とし、晉語に「上下既有判矣」の章注に離也とせられ、分離の意義を有する。

泮の字は假借せられて判の意味を持ち、詩、匏有苦葉「迨冰未泮」の句の毛傳では「散也」と解せられる。畔の字は

畔田界也、

として原義は田の疆界を意味するが動詞としては廣雅釋詁に「畔離也」と釋せられた。何れも分、離、散等の意義を有する。國語楚語には「諸侯之從者叛者半矣、若敖氏離矣、」の韋昭注に「舍也」とし、捨てるの義に解し、又楚語に「民多闕、則離叛之心」とし離叛と連用されて居るので、動詞として使用された叛の字は他の半聲の判の字等と同じく、本來、分、離、散の義を有して居た事が推察せられる。

春秋の註釋の一である公羊傳は、僖公四年、齊桓公が諸侯を率ゐて蔡を征討した役に就て

公會齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯、侵蔡、蔡潰、

との經文に對し、

潰者何、下叛上也、國曰潰、邑曰叛、

と、潰の字を下の上に叛する行爲の上、國が擧つて叛するのを潰、邑が叛するのを叛と呼ぶとし、潰を同種の行爲を顯はす叛との差別義として解釋して居る。而て叛の字は更に定公八年に、

文公逆祀、去者三人、定公順祀、叛者五人

と云ひ、去と並立して使用せられる。何休は去の字に注して「諫不從而去之」とし叛の字に注して「諫不以禮而去、曰叛、」とする。臣が君を諫めて聞かれずしてその國を出て他國に行く、去の行動に對して、禮の作法を外れた君主への諫言を動機として他國に行く行動を叛と呼ぶと。去と叛とを同意義の語として、兩語の差別義を示したのである。叛は臣が君主を諫めて、遂に國を去る國境を越え、他境

に行く、臣籍離脱の行動が意味されて居る。去、といふ臣籍離脱、他國亡命の行爲を諫を原因として説明する儒教的解釋法に就ては後に之に觸れる事として、茲では單に叛が去國の行爲に連關して使用せられて居る事を注意するに止める。

何休が前述の僖公四年の記事に注して、齊侯等が直ちに蔡を潰したと云はず、先づ蔡を侵したと云ひ、次に文を改めて蔡潰と云つたのは蔡侯が不徳にして、齊侯の征伐を機會に國民舉つて蔡公を見捨てた事を強調した經の趣旨であるとするが、之は叛を去の意味に解したが故に外ならぬ。この解釋は左傳の注釋家賈逵にも襲用せられ、文公三年傳、「凡民逃其上曰潰」に注して、「舉國曰潰、一邑曰叛」(本疏)と。一邑が君主の支配を脱するのが叛とせられる。

此の叛の字を去の義に解する公羊傳及び何休注及び賈逵注はやがて我等の推論した叛字の離、散等の意義と一致する。

一般に春秋經傳中、國家間に於て合議の上決定した誓約、即ち會盟の載書その他國際協定を蹂躪違背する行動は背又は渝等と呼ばれる。例へば

襄公九年左傳、子孔子矯曰、與大國盟、口血未乾而背之、可乎、子駟子展曰、要盟無質、明神不鑿背之可也、

成公十一年左傳、秦伯歸而背晉成、

桓公元年左傳、公及鄭伯盟曰、渝盟、無享國、

の如くその他にも其例頗る多いが、盟約を違へる事自體を叛で現はしたのは見聞の限りでは纔に

穆公四年公年傳、何以致伐、楚叛盟也

昭公十六年左傳、子產曰、(周鄭)世有盟誓、以相信也、曰爾無我叛、我無強賈、……今吾子謂敝邑

強奪商人、是敝敝邑背盟誓、

の二例位しか見出せず、叛は盟約よりも盟約の當事國特に盟主(覇者)に對する行爲として現はされ

定公八年左傳、晉盟衛侯于剌澤、衛侯叛晉、晉人請改盟、

寧ろ覇主より離れる事を盟約國より分離するの意に使用せられる。されば春秋に於ける叛を杜預の如く反背の亂として背と同一の意義と認める事は不可能であり、此を以て叛字の原義と見做す段氏等の見解は支持し難い。

春秋列國の時代では邑が一國の支配を離れる事は同時に他國の下に歸する事を意味する場合がある。叛は「於」字を仲介として其下に歸屬する目的國をとる。

左傳昭公二十二年、晉之取鼓也、既獻而反鼓子焉、又叛於鮮虞、(杜云、叛晉屬鮮虞也)

同哀公十五年、成叛于齊、

は一旦晉に降服せる鼓が晉に叛して鮮虞に、魯邑成が魯に叛して齊に屬した事を記するのは此に當

る。

左傳昭公十五年、晉荀吳帥師伐鮮虞、圍鼓、鼓人或以城叛、穆子弗許、

晉の荀吳が白狄の別種鮮虞を伐ち、その一邑鼓を攻圍した時、鼓の邑人城を以て叛せんとしたが荀吳は許さず。此は即ち左傳に於て叛字を邑城を以て他に降服する意に使用した明瞭な例である。

卿大夫が邑に入つて叛すると云ふ春秋の例は、臣たる卿大夫が邑に據つて君に反抗すると云ふ積極的な敵對行動を意味するよりは、本來に於ては卿大夫がその采邑を持ちつゝ、他國に歸屬する事を意味するのである。

二

もし叛が卿大夫が邑を持つて他國に歸屬する事を指すとすれば、春秋に於て諸侯卿大夫の去國亡命を意味する奔と稱せられる行動は之と連關して是非考察せられねばならない。

諸侯が或は外敵或は内亂の爲に君主の位を奪はれ、他國に亡命する事は春秋にあつては普通

桓公十有五年五月、鄭伯突出奔陳

と云ふ如く記せられて居る。諸侯の去國は此處では問題外であるが、卿大夫の去國も同様に

莊公十有二年冬十月、宋萬出奔陳、

と書せられて居る。出奔とは國を出で他國に奔るの意で、亡命國名が書せられる。亡命國が魯である

場合は出奔の代りに來奔と記せられるのは魯の年代記たる春秋の形式である。大夫が使命を帯びて他國への途上の亡命は奔とのみ書せられ出字を用ひない。

文公六年夏、晉先蔑奔秦、

大夫が國都より出奔した場合には、單に出奔と書せられ、此が普通であるが特に他の邑よりして出奔した場合は、

昭公二十年夏、公孫會自出奔宋、

昭公二十二年春、宋華亥・向寧・華定・自宋南里出奔楚、

定公十四年、宋公之弟辰自蕭來奔、

と特に斷つてある。昭二十年の公羊傳は之に對して

奔未有言自者、此自者、此其自何、畔也、畔者、曷爲不言其畔、

と公孫會が國都よりせず邑より奔るのは、實際は畔即ち此の邑を以て宋に奔つた叛の行動である、其を畔と明言しないのは公孫會の先祖、讓國の賢人、公子喜時の爲にその子孫の惡を諱んでのだからとする。左傳に於ては此の事件に關する傳説を傳へてゐないから公羊傳の説の當否は不明ではあるが、恐らく直後昭公二十一年の宋の華亥が南里により畔し、更に二十二年、南里より出奔した例からの推論に、公羊傳の特色である賢者の爲に諱むと云ふ春秋の義法を附會した脚色であらう。(公子喜時の讓

國傳説は左傳成公十三年にも同様の趣旨の話が事實の記録らしい外形を冠つて記せられて居る。

その穿鑿は別問題としては此既に特殊例の叛と一般例としての奔との關係を暗示するものであるが、更に奔には卿大夫の人名と亡命先きのみ記せられるのが普通であるに對して地を持つて奔つたものに

襄公二十一年、邾庶其以漆閭邱來奔、

昭公五年夏、莒牟夷以牟婁及防茲來奔、

昭公三十一年冬、黑肱以濫來奔

がある。此は亡命先が魯國の場合に限るのであるから、

書曰來奔、内外之辭、

と云ふのは魯の年代記の形式をとる春秋が魯の爲に忌諱して辭を改めたに相違ない。叛が臣の地を持つての來奔が魯國に對して諱まれて奔と書せられて居る事は、實に叛が奔の特殊例である事を明白に證するものである。

左傳に於ては、此の三人を三叛人と呼んで叛と書せられずとも事實は叛なりとし、君子曰くを借つて之を非難し、

以地叛、雖賤必書地、以名其人、終爲不義、弗可滅已、……邾庶其・莒牟夷・邾黑肱、以土地出、

求食而已、不求其名、賤而必書、……若叛邑叛君、以徼大利、而無名、貪冒之民、將寘力焉、是以春秋書齊豹曰盜、三叛人名、以懲不義、數惡逆無禮、其善志也、(昭公三十一年)

と。左傳は又た叛の第一例たる孫林父の戚を以て叛した事件に對して、

孫林父以戚如晉、書曰入于戚以叛、罪孫氏也、臣之祿、君實有之、義則進、否則奉身而退、專祿以周旋、戮也、

と説明する。「書曰」は、杜預の所謂變例に屬し、孔子が舊史の文を改めた筆法を説明するものであるとし、孫林父が戚の邑を以て晉に歸屬した事實は直ちに叛の義に當らないのに、叛と夫子が書した事を解釋するのである。もし叛の原義が上述の通りであるとすれば孫林父の行動こそ完全に叛の定義に該當するものであり、「書曰」といふ變例を假定する必要は毫もない筈である。此の解は叛を春秋に使用される原義に依らずして直接な君主背叛行動と理解して居るらしい。前述の三叛人に對する「君子曰」に於ても叛を明かに君に反背する意味に使用して居る。

左傳中に見える「書曰」、「君子曰」は疑問視せられ、劉逢祿は左氏春秋考證に於て「書曰」中に後世の竄入を認め得るものありとする。たとひ劉氏の論證を正としても、此の竄入が劉歆迄下るか否かは未だ問題の餘地が存するのであるが、此の場合の「書曰」と「君子曰」は疑問となり得る。況んや前述の「君子曰」の次には、

故曰、春秋之稱、微而顯、婉而辨、上之人能使昭明、善人勸焉、淫人懼、是以君子貴之、とあり、春秋の自讃に終つて居る。その性質から考へて倍々左傳本文に比して後世の附加ならんとの疑が濃厚となる。

公羊傳は昭公二十一年の邾婁庶其來奔の例に於て

邾婁庶其者何、邾婁大夫也、邾婁無大夫、此何以書、重地也、

と云つた。小國には大夫の名を略して擧げずとは公羊傳の特異の義法である。左傳が三來奔の各例に於て、三人が卿でないのに名いふ理由を重地の趣旨に出たりとするのも公羊家の義例を採り來つて作成した跡を認め得るのではなからうか。

左傳の續經、哀公十五年に

春成叛、

を劉氏は採つて經の叛字の用法を錯ることを指摘した。左氏會箋は此を論據として孔子筆削以前の魯史の舊文はかくあつたと主張するが、上述の如く竹書紀年等の史官の記事法も亦春秋と同様であるとすれば、此は更に叛の用法の亂れた後の作ではなからうか。

但し左傳に於ては、續經のみならず、叛は春秋・論語・竹書紀年とは異り、「京叛大叔段」、「左傳隱公元年」〔樊皮叛王〕〔莊公二十九年〕など、云ふ君主に對する敵對行動を意味するにも似た用法が、「南蒯

以費叛如齊、」(昭公十二年)及び「伍奢將以方城之外叛、」(昭公二十年)の規則正しい用法と互用されて居る。叛字の例のみからでは本文と君子曰くとの間に劉逢祿の考ふる程の年代記の間隔を置く事は出來ない。此の左傳に於ける叛字用法混亂の理由は、第四章に於て更に問題としたい。

三

一般に春秋に於ける奔の性質を見るに、杜預は釋例に於て

奔者、窘迫而去、逃死四隣、不以禮出也

との定義を與へてゐる。一に諸侯卿大夫の種々の急迫せる事情による他國への亡命の行動であり、二にその出國が禮の規定に準據せざる違法行爲であるとの二性質を指摘した。奔は説文に「走也」と解せられて、此の定義は杜預の第一の性質に該當す。又周禮媒氏などに見える奔は、禮の規定する手續を踏まぬ男女關係を意味する。此は杜氏の第二の性質に當る。

春秋時代の卿大夫の出奔の實例を見るに、大部分は或は君主との反目、或は君主の相續紛争、或は卿大夫間の内争等を原因とする急迫せる情態から他國に身を免れた事件である。

左傳は南宮萬が宋君を弑して、母を車に載せ一日にして陳國に奔つた怪力神速を寫し、(莊公二年)晉の先蔑の亡命後、趙盾がその女子と財物とを送つた同僚の情誼を傳へてゐる。或は僅かに母を携へ或は妻子さへ、殘した非常な緊急の行動を示す。

かゝる多くの外部からの脅威による例と並んで、少數ながら左傳、公羊傳には自發的な奔の例がある。虢君の行動に愛想を盡かし、虢の滅亡を豫知した舟之僑の逃亡、(左傳閔公二年)宋文公の非行を憤慨した宋子哀の魯への奔(左傳文公十四年)を傳へて居る。公羊傳は曹の大夫曹翦が曹侗に戎に敵するなかれと諫言して聽かれず、出奔したのを

三諫不從、遂去之、故君子以爲得君臣之義也、

と稱揚した。禮記曲禮篇に於て

爲人臣之禮、不顯諫、三諫而不聽、則逃之、

として人の臣下としての本分を盡すため、君主の失を諷諫して聽かれなければその國を逃れ去るべきであり、此は

子之事親也、三諫而不聽、則號泣而隨之、

子の親に對する絶對的服從の關係とは相違すると説かれ、公羊傳の主義は之と全然一致する。又前掲の春秋の叛の第一例の左傳の解釋と相當し、卿大夫の諸侯に對する義務、それは襄公十四年左傳の師曠の晋平公への君臣の道を説いた答に示される如く、君主の政治の失策匡救のための諷諫にありと考へ、之を用ゐられねば諸侯と卿大夫間の君臣關係は絶たれねばならないとする。されば曲禮は卿大夫の政治に參與する義務、君主の輔佐が實行不可能の時には國を去り臣籍を離脱する義務を強制するの

である。此の義務には采邑は卿大夫の政治上の義務に應ずる報酬として與へられる事を前提とし、義務と報酬との相互關係が卿大夫と君主とを繋ぐ紐帶であるとせられるのである。

又春秋には卿大夫の去國を放と書いた例がある。

宣公元年、晉放其大夫胥甲父于衛、

昭公八年冬十月壬午、楚師滅陳、執陳公子招、放之于越、

哀公三年秋、蔡人放其大夫公孫獵于吳、

此の放の例については左傳の文は何等の説明を與へないが、公羊傳は宣公元年の經文の次に、

放之者何、……古者大夫已去、三年待放、君放之非也、大夫待放正也、

とし、何休注によれば、疑獄は三年間執行猶豫して後處罰する。國を去る大夫も三年間は去國を差し控へ刑の確定を待つが古道であるとする。

孟子は舊臣が君主の喪に服する喪と相當して臣の去國の三年後迄その田宅を沒收せずに反るを待つのが禮であると考へた。(孟子離婁下) (儀禮喪服に於ける舊臣の服に對して鄭玄注は又、此の待放三年の期間を以て説明する。) 左傳文公八年、魯に來奔した宋の司城蕩意諸が出奔に當り司城の節を府人に交附して後出でた禮節に感じた魯公が三年後の十一年襄仲をして蕩意諸を宋に復せしめ故官に就かした。春秋の成公十五年に出奔した宋の魚石が三年後の成公十八年に楚師鄭伯の軍により宋を討つ

て元の邑彭城を復して入ることを得た。此は出奔後再び故國に復した少ない例の中に又偶然、三年を置いたものではあるが、殊に前者は出奔は春秋に記せられたのに、復の年は襄仲が宋に行つた事のみ記せられて居るけれども、左傳の如く此の時復したのを事實と考へてよいであらう。何れも復と特書せられて居るのであるから、古禮に則つた行動で、孟子の三年猶豫期限制度に當るものかも知れぬ。もし之が古制度の痕迹と見働し得るならば、公羊傳・孟子・禮に説かれる如き卿大夫の三諫後の奔の義務と、三年間君臣斷絶・采邑沒收・猶豫の恩典との並行は春秋時代には稀にしか見られぬとしても、全然の空想の所産で無く、古制度を核心として發展せられた理想たる事を思はしめる。

禮が單なる古禮として保存せられるに止らず、進んで政治的理想として見られるのは、現實と矛盾するものを含むが故に外ならぬと考へ得られるであらう。前の孟子の前後の問答に於ける孟子の態度は此の消息をよく語るものである。

宛も左傳に見えるそれ等の例が前述の虢氏の滅亡を豫知した舟之橋の如く、又衛の蘧伯玉の衛君の交替を見て關から逃げ出した如く、危邦を避ける個人的生命保全の思慮深き行爲で、上述の禮の理想とは遠く離れて居るのは此の故である。

自發的に臣の去國した例は乏しく、奔が大部分急迫せられた結果の行動であるのは春秋社會の構成中に特殊の事情が存するが故である。吾人は次章に於て之を考究したい。

四

春秋中期成襄の交を一轉期として以後盛に叛の例が現はれて來るのは如何なる理由に基づくか。

周代の封建制度は祖先崇拜の行事たる祖先祭祀と密接に結び付いて居るから、之と連關して解すべきである。

卿大夫等が一國を去つて他國に住居しても直ちに故國と完全に絶縁するには到らぬ。禮記曲禮に、
亡命の士は、

君子行禮、不求變俗、祭祀之禮、居喪之服、哭泣之位、皆如其國之故、謹修其法、而審行之、去國三世、爵祿有列於朝、出入有詔於國、去國三世、爵祿無列於朝、出入無詔於國、唯與之日、從新國法、

とし、生活行事中の重要な部分である祭祀の禮及び喪服の如きは皆故國の法を維持し、去國三世を経て仕官の日に及んで故國の法を廢し新國の法を用ふべき事を規定する。三世の間

有爵祿有於朝、謂君不絶其祖祀、復立其族、……詔告也、謂與卿大夫、吉凶往來、相赴告也、

と鄭注にも云ふ如く、故君は其祖の祭祀を絶さず、其の一族を立て、その宗廟を守らしめ、亡命の士は故國と吉凶相ひ告げ合ふのが禮であるとする。亡命の士は前述の如く一度邑を國君に返還するのが例であるが、それを受領した國君も之を全部沒收せず、その一族の適當なる者を選定してその邑全部

か或は一部を興へて祭祀を司らしめるのである。晉が胥甲父を放つた際にも、晉は胥克を選んで長として居るのは此の趣旨によるものである。(前述左傳宣元年)

春秋の奔は儒教の理想とする三諫去國ではなく、前述の如く緊急の已むを得ざる行動であり、或は國家に對する非常な罪惡の爲に逃亡するものが多いのであるが、此の際にも邑は其の儘公室に沒收せられず、その一族を立てるのが例であつたらしい。

左傳宣公十八年、出叔孫僑如而盟之、僑如奔齊、

とし、叔孫氏は以後永く魯の三卿として豪族の一であつた。されば僑如の奔に際しても同族の後が立てられたのである。

前の禮記鄭注は魯の臧孫紇が出奔の後、臧爲が後を嗣いだ事を擧げて立族の事實を證する。臧孫紇の奔後臧爲が相續した時、その采邑防の人が主張し臧爲が族長となるに當つて、

將盟臧氏、季孫召外史掌惡臣、而問盟首焉、對曰、盟東門氏也、曰毋如東門、遂不聽公命、殺適立庶、盟叔孫氏也、曰毋或如叔孫僑如、欲廢國常、蕩覆公室、……乃盟臧氏、曰無或如臧孫紇、干國之紀、犯門斬關、(左傳襄公二十三年)

と云ひ、魯の正卿季氏が盟の神明に違背せざるを誓約する文句の前例を外史に問ひ、臧氏の誓文を作製して盟を行つたのである。東門氏の追放は左傳宣公十八年の出來事で、叔孫僑如の奔、臧氏の際の

如くその後嗣の立つと共に采邑に於て奔者の如き罪人を再び族人より出さざる誓約をする習慣の行はれた實例である。

此の例を更に左傳により精査するに、臧孫紇が邾に出奔して後、使を遣はして異母兄臧賈臧爲に後祀を依托したが、臧孫紇は意中の後繼者は臧爲であつたに拘らず臧賈自ら相續せんとしたのに不満を感じ臧氏の采邑防に入り

敢不辟邑也

と宣言した。後繼者に對する不平から奔者が再び國中に入り采邑に據つたのである。此こそ氏族の相續問題に對する奔者の關心から、春秋に於て叛と稱せらるべき事態を惹起したのである。周代の世襲的封建制度社會に於ても既に奔が叛に轉じ得べき要因が内在せる事を暗示するものである。此が表面に顯はれ來るには更に種々の要因に結びつかねばならぬ。

此の事件は結局、臧賈が彼の要求を納れて臧爲に位を讓つた事により解決し、臧紇は防邑を明け渡して齊に出奔した臧孫紇の明白な此の叛行も齊への出奔も春秋には記載せられず、前半の邾に出奔した點に止まるのは何故であらうか。

春秋の中期以後、魯に於ては季孫氏叔孫氏孟孫氏の三氏の勢力強大で殆ど魯の公室を凌いたが、末期に及んでは三氏の家臣にして三氏の政權を奪はんとする野心家が頻々として内亂を惹起した。左傳

昭公十二年、季子の臣其の采邑費の宰、南蒯が先に季子の奪つた公室（公の直屬）領を奪取し公に返還することを名義として策謀を廻らして成らず、

以費叛、如齊、

と。此の叛例も春秋には少しも觸れられて居ない。其後の數回に互る叔孫氏の邑都及び孟孫氏の邑成の叛についても同様である。陪臣が三氏の家邑を以て三氏に反逆しても春秋は魯一國の年代記として三家の私事と見なして問題にしなかつたのであり、防の叛も同様臧氏一家の私事として記事に上らず臧孫紇の邾への出奔のみが大夫の出奔として記載せられたのである。

郈費の叛亂は兩邑が叔孫氏季孫氏の采邑、その根據地であるから、兩氏その他魯人に非常な衝擊を感せしめたに相違ない。左傳によると季氏叔孫氏季孫氏の三氏は孔子の門弟仲由の説に聽き、孟孫氏の邑たる成と共に三城の壁を毀つてその禍根を絶たんとした。郈費二都城の破壊は實現したが、費の公山不狃は之に反抗して費人を率ゐて魯の本國を襲撃するの舉を演じた。（定公十二年左傳）

公羊傳は季氏の此舉を孔子自身の「家不藏甲兵、邑無百雉之城、」と云ふ忠告に基いたと傳へる。此文句が果して孔子に出るか否かは問題外で、今は唯當時の社會の病弊を衝く一箴言として眺めればよい。

第一に此教訓は私家に武器を藏する事を叛亂の原因に擧げる。春秋の初期に於ては各國何れも甲冑は公室の所有に屬し、出陣に際し戰士受甲の儀の舉行せられるのが慣例であつたが、春秋の中期以後次

第に卿大夫世族の家に甲冑が備へられるに至つた。(左氏會箋、卷十二)世族は何れも專屬の武人、甲士を常備し、齊の慶氏或は鄭の駟氏の甲士等が國の内亂に現れる。(左傳襄公二十八年、襄公三十年)齊の崔氏の亂の際、逃亡した羣公子が慶氏の滅亡の後召し返されるに當り、

具其器用、而反其邑焉

と云ひ、元の財物と邑とを返還せられたと云へば、實力を有せざる公子等の家邑等は出奔後一度は悉く慶氏等の有に歸したらしい。出奔後に同族をその邑に立てる禮も最早や完全には實行せられず。私家の采邑は、春秋中期以後積弱の状態にある各諸侯の保護に信賴して居る事が出來ないので自己私有の武器軍隊により保全を圖らねばならなかつた。而してその一方に世族が此の如く競つて私有の軍隊を貯へた事が更に公室の衰頹を導く原因となつたのは當然である。

第二には諸侯の臣の采邑に制度を越えた大なる都城が存在する事を原因とする。

楚靈王が陳・蔡・不羹に築城し、棄疾をして蔡公爲らしめた時、申無宇が之を諫止した對話が左傳昭公十一年及晉語に載せられて居る。申無宇は國に國都以外に大城を建設した爲、その城に據る反亂を惹起した春秋時代の例を列舉し、その内に、衛の戚、宋の蕭、晉の曲沃、等、春秋の叛の例も含まれて居る。晉語にあつては、之れ實に先王の國內に於ける都鄙經營の制度に違背するが故にかゝる禍亂が起つたとを力説したが、左傳は唯地方に大城あるは「尾大不掉」の喩の如く國の禍である事を述べ

るに止り、都城制度破壊が叛を惹起せしめる事は、隱公元年鄭莊公が共叔段を京に封じた際の蔡仲の諫言に表明せられて居る。之等は何れも世族の私兵、采邑の強大と踰制の築城が叛亂の原因であるてう教訓を公羊傳・左傳の作者達が孔子・申無宇・蔡仲の口を借つて述べしめたものと見得る。

諸侯の國都以外に重臣の采邑が、家の勢力の増大と共に次第に發展して國都に劣らぬ規模の大を示し、城内にはその私兵が貯へられて居る。之が公羊傳左傳の作者も認むる如く春秋の中期以後の邑に據る屢々の叛亂を産み出す情勢である。

かゝる采邑、及び甲士と采長たる宰或は采邑の領主たる卿大夫の世族との間は如何なる關係で結ばれて居たであらうか。之を窺ひ知るに足るのは左傳襄公二十三年の欒盈の曲沃による叛亂である。之は春秋には二十一年に楚に出奔した欒盈が再び自己の邑に入つて亂を起し晉都を襲つた事を春秋に

襄公二十三年夏、晉欒盈復入于晉、入于曲沃

と書せられたのみであるが、左傳に於て同様に一度出奔した宋魚石が春秋成公十八年夏に「復入于彭城」の例に諸侯の兵を借り、自己の邑を奪還した魚石の行は叛行に相當すと認めて居り、欒盈の齊の力を借りて曲沃に入つた行動も同じく叛行の部類に屬する。

曲沃は欒氏の祖先が曲沃桓叔の傳となつて以來の緣故深き采邑であり、且つ欒盈自身に於ても極力勇士を集めてその勢力の増大を圖つて居た所である。襄公二十三年の曲沃の叛亂は實に欒盈の非連に

も係らぬ曲沃の士の忠誠の情の現れである。曲沃の士は潛入した盈を擁して

得守而爲之死、猶不死也、

と云ひ、皆泣き且つ飲み、

得主、何貳之有

と滌らざる忠誠を誓約して居る。かゝる卿大夫とその邑、その士との間は忠誠誓約による絶對服従の關係である事が知られる。

卿大夫の去國に當つては、曲禮の記するが如く、宗廟の祭器を持して境を越える事を禁せられて居つた。祭器は田祿あるもののみに興へられた特權として、製作し得る所であり、その田祿の象徴として越境を許されぬと解せられる。されば田祿なる收入を産む邑自體を持し他境に行く叛の禁止せられるのは言を待たぬ。春秋に叛が特筆せられる事は曲禮の去國の儀の規定が周代遺制を傳ふるを示す。然るに春秋中期以後の采邑及び私有の軍隊と卿大夫との間は、名義上の諸侯の絶對的領土權よりは更に強い個人的の忠誠誓約關係で結合せられ、その諸侯の名義上の絶對的權利が忘却される處、元來使用收益權しか有しない卿大夫が邑をもつて他國に歸する叛が現れるのである。

變盈に對する曲沃の士の言にも見える如く臣が忠誠を變へる事は貳と呼ばれる。王氏經義述聞の説に従へば、貳は貳の誤字であり、貳は又貳の借字として、變或は差と解せられ、自己の誓或は言葉を

差える事を意味する。此の君臣絶對服従關係の忠誠誓約破毀としての貳と、名義的な采邑に對する諸侯の絶對的領土權の破毀としての叛とは本來各別個の觀念である。前に擧げた左傳昭公十五年、苟吳が鼓人の降服即ち叛を直ちに許可せず、充分に鼓人をしてその主君鮮虞に對する忠誠を盡すため邑により防戰を行はしめた後その降を受けたのは君臣間の忠誓關係を更に邑と主君との關係に移入した解釋である。左傳に於て叛が君主に對する臣下の反逆としても觀念せられるのは、かゝる叛の意味の轉化によるのである。

以上春秋に現れる叛奔の例を通じて特權階級たる封建諸侯と卿大夫間の關係の一面を窺つた。之には更に采邑の制度の研究を必要とする。臣下の忠誠誓約に關しては儀禮等に見える持贄仕官の禮が顧みられねばならぬ。去國の儀式の充分な解釋は之により可能となる。今は僅かに廣汎なる問題の一端緒を述べるに止めて、簡單にしか觸れられなかつた貳字の意義の考察等と共に他の機會に譲る。